# 07 60歳以降も勤める予定なのですが

## ■60歳以降も勤める場合　～在職老齢年金とは

**＜在職老齢年金とは＞**

最近は６０歳でリタイヤする方のほうが少なくなっています。６０歳以降もお勤めの場合、報酬比例部分や老齢厚生年金、老齢基礎年金、職域部分などの受給権が発生しても、お勤め先からの収入との調整で、減額された年金しか受給できないことがあります。これを**在職老齢年金**といいます。

**＜在職老齢年金の受給額＞**

在職老齢年金額の決定は、個人ごとに次の単価（月額）を割り出して、表の計算式に当てはめればわかります。

【表7】在職老齢年金の計算方法

| | |
|---|---|
| ①報酬比例部分（65歳以降は老齢厚生年金）<br>②定額部分<br>③65歳未満の基本月額（①+②） | ④標準報酬月額<br>（賞与を除く現在の月収を等級により基準値化したもの）<br>⑤直近1年間の賞与÷12<br>⑥総報酬月額相当額（④+⑤） |

| | | |
|---|---|---|
| 60歳以上<br>65歳未満 | ③+⑥が28万円以下の場合 | 全額（減額されません） |
| | ③+⑥が28万円超の場合 | $\frac{28+③-⑥+(③-28)-(⑥-47)}{2}$ |
| 65歳以上 | ①+⑥が47万円以下の場合 注5 | 全額（減額されません） |
| | ①+⑥が47万円超の場合 注5 | $\frac{(47+①-⑥)}{2}$ |

※すべて月額。単位は万円。下線部にマイナスが出た場合はゼロ=0で計算してください。
※計算結果がマイナスだった場合はゼロ=全額支給停止です。
※複数機関から年金を受給している場合、①～③はすべて合算して考えます。

**＜在職老齢年金の受給例＞**

江戸一郎さん

**Q** ぼくは来年、62歳。今年から民間企業に就職することに決まっています。給料は市役所時代から下がって月26万円、ボーナスは年60万円ですが、専門知識を活かせる仕事なので頑張りたいです。
でも心配なのは、ぼくが62歳からもらえる予定の報酬比例部分と職域部分1,148,402円。これはいったいどうなるのかな？

**A** 6ページにあるように、江戸一郎さんが62歳から受給できる年金は、報酬比例部分が957,011円（月額約8.0万円）、職域部分は191,391円（月額約1.6万円）で、合わせて1,148,402円（月額約9.6万円）ですが、言われているような条件で再就職された場合、これがどのくらい支給停止になるのかというご質問です。

【表7】に当てはめましょう。
江戸一郎さんには②がありませんので③は約8.0万円です。就職後の月収とボーナスをもとに、④は26万円、⑤を5万円と算出すると、⑥は31万円になります。③+⑥が28万円を超えていますから、それぞれを【表7】の該当欄に当てはめれば**約2.5万円**が出てきます。これが江戸一郎さんの在職老齢年金という事です。ただし職域加算部分は在職老齢の計算の対象になりませんので約1.6万円はこれに加算されます（注：60歳以降の加入年金が共済組合等の場合、職域加算部分は全額支給停止となります）。つまり江戸一郎さんは2.5+1.6=約4.1万円を、62歳から65歳未満に受給するということです。

ということは、もともと月額約9.6万円になるはずのうちの約5.5万円分が支給停止になるというわけですね。



# 08 年金請求をしてみましょう

## ■受給開始年齢が近づいたら

受給開始年齢が近づくと日本年金機構もしくは共済組合等、最後に加入していた（いる）方の実施機関から「**年金請求書**」が送られてきます。一緒に「請求手続きのご案内」など記入要領も送られてきますので、よく読んで請求書に必要事項を記入して仕上げ、提出してください。

## ■年金請求書へ記入をしましょう

**＜年金請求書＞**

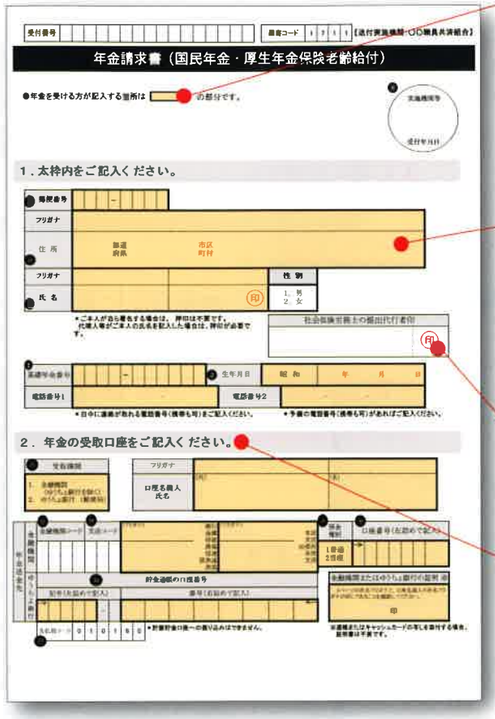


年金請求書は冊子状になっています。
あなたが記入する部分は原則、各ページの　　色の欄です。記入する必要がある場合のみ記入してください。
なお、汚損などによる再発行はできませんのでご注意ください。

あなたの基礎年金番号、住所、氏名やこれまでの加入記録などがあらかじめ印字されていますので、誤りがあれば訂正します。

**ここがポイント**
印字の誤りは、**二重線を引いて**訂正してください。
（例）　昭和　30　年　5　月　2　日
　　~~昭和　50　年　5　月　2　日~~

ここは社会保険労務士に提出代行を依頼した場合に使う欄です。

この欄に年金を受け取る金融機関の口座を指定します。必ず「**普通預金/貯金**」の口座番号等を記入し、金融機関へ持参して確認印を押してもらいます（通帳等のコピーを添付する場合、印は不要です）。

## ■年金の請求手続きのご案内（60歳から受給権が発生する方向けのイメージ）

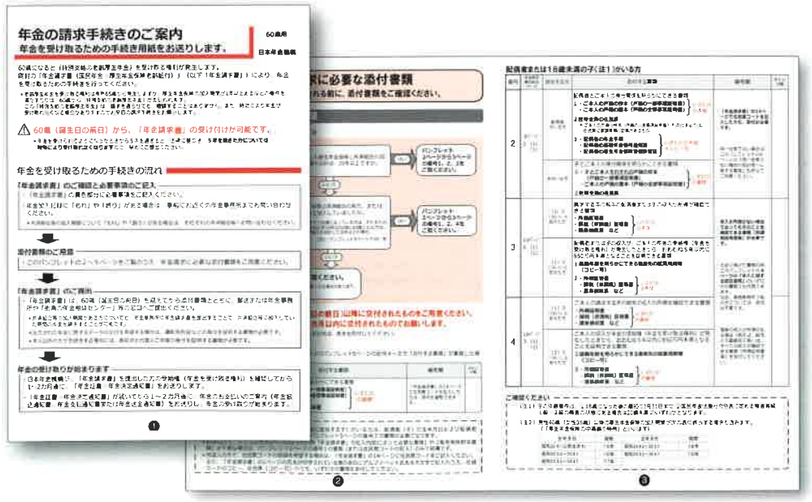


記入を始める前に、**必ず「年金の請求手続きのご案内」を読みましょう。**

これは年金請求書と一緒に送られてきます。